

いわき市全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会男子開催支援事業バス借り上げ料金補助金交付要綱を次のように制定する。

令和7年6月1日

いわき市長 内 田 広 之

いわき市全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会男子開催支援
事業バス借り上げ料金補助金交付要綱

第1条 この要綱は、本市の地域活性化及び全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会男子（以下この条及び次条第1項において「インターハイ」という。）開催に向けた機運醸成を図り、もって本市の復興の様子を全国の高校に広く発信することを目的に、市内でインターハイ出場直前の事前合宿を行い、貸切バスを利用する高等学校に対するいわき市全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会男子開催支援事業バス借り上げ料金補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費）

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、「いわき市全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会男子開催支援事業宿泊料補助金」の交付決定を受けた高校が、インターハイ出場に係る事前合宿及び大会期間中の移動に要した貸切バスの借り上げ料とする。

2 前項の貸切バスは、いわき市内にて、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業所のバス等とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、貸切バス1台当たりの借り上げ料の2分1とする。ただし、当該額が100,000円を超える場合にあっては、100,000円とする。

2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第4条 規則第4条第1項に規定する市長の定める期日は、補助対象事業を行おうとする日前10日とする。

2 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、バス借り上げ計画書(別記様式)とする。

3 規則第4条第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により省略するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第5条 規則第10条に規定する補助事業着手(完了)届の提出は、同条ただし書きの規定により省略するものとする。

(事業計画の軽微な変更)

第6条 規則第7条第1項に規定する市長が定める軽微な変更は、事業計画を実質的に変更するものでなく、その細部について変更するものとする。

(実績報告及び添付書類等)

第7条 規則第12条第2号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) いわき市全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会男子開催支援事業宿泊料補助交付決定通知書
- (2) 借り上げバス行程表
- (3) 借り上げバスの領収書の写し

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から実施する。

別記様式（第 4 条関係）

いわき市全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会開催支援事業

バス 借 り 上 げ 計 画 書

記載責任者氏名

連絡先

都道府県名	
高等学校名	
チーム代表者	
所在地	
連絡先	
事前合宿の期間	
事前合宿先	
借り上げ期間	※ 事前合宿及び大会開催期間中であること
使用する事業所名	※ 市内に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業所
事業所の所在地	
事業所の連絡先	
バス利用の目的及び 内容	